

令和 6 年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画

1 監査等の種類

定期監査及び行政監査

2 監査の対象及び日程

対象部局等	日程	監査の範囲
岐阜市病院事業会計 岐阜市中央卸売市場事業会計 岐阜市水道事業会計 岐阜市下水道事業会計	■監査資料の提出※ 5 月下旬 ■予備監査①、② (事務局職員による) 5 月下旬～7 月中旬 ■本監査 7 月中旬～7 月下旬 ■弁明、見解等の聴取及び監査結果の決定 7 月下旬～8 月上旬	令和 5 年度分 必要に応じて 令和 6 年度分

※監査資料には、地方公営企業法等で定める決算関連書類を含む。

3 監査の主な着眼点

(1) 財務事務監査の主な着眼点

ア 収入事務について

(ア) 収納した現金の出納取扱金融機関、収納取扱金融機関への入金が遅滞はないか。

(イ) 未収金の早期回収に努めているか。

(ウ) 不適正な減免事務が行われていないか。

イ 支出事務について

(ア) 旅費の計算誤りはないか。

ウ 財産の管理について

(ア) 行政財産目的外使用許可の減免事務が適正に行われているか。

(イ) 備品台帳等により管理するデータと現物に相違はないか。

(ウ) 備品シールの貼付漏れはないか。

(エ) 未利用地、代替地が長期間、保有されていないか。

エ 現金等の保管について

- (ア) 現金の保管状況は適正か。
- (イ) 切手の保有枚数と切手受払簿との不一致はないか。

オ 契約事務について

- (ア) 分割発注による随意契約が行われていないか。
- (イ) 契約締結事務が適正になされているか。

カ 公印の管理について

- (ア) 公印規則等に規定された印が保管されているか。
- (イ) 公印の保管方法は適切か。

キ 特異な事項等について

- (ア) 公用車による事故はないか。また、運転にあたり、有効な免許証の携帯を確認しているか。
- (イ) 訴訟（損害賠償請求）はないか。
- (ウ) 施設管理の瑕疵による事故はないか。

(2) 経営に係る事業管理監査の主な着眼点

ア 事業管理について

- (ア) 事業は、経済性、効率性、有効性を十分考慮されているか。

イ 経営管理について

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。また、どのようなすう勢にあるか。
- (イ) 累積欠損金の解消の努力はなされているか。また、その手段、方法は適切で、効果は上がっているか。
- (ウ) 料金の収納状況は良好か。また、滞納整理事務は適切に行われているか。

(3) 特に留意する事項

ア 備品の管理について

4 監査の主な実施手続

実査、証憑突合、帳簿突合、計算突合、質問、閲覧等の手法により監査を実施する。

5 監査の実施場所

- (1) 予備監査 各企業会計担当部局及び監査委員事務局
- (2) 本 監 査 原則として監査室

6 予備監査の担当者及び事務分担

事務局で別に定めるものとする。

7 その他

地方公営企業法第 30 条第 2 項に規定する決算審査と併せて実施する。

なお、本計画により難い事情が生じた場合は、監査委員の合議により変更又は新たに定めて監査を行う。